

○環境省令第七号

自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第十条第五項の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

環境大臣 小泉進次郎

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施</p>	<p>（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設</p>

設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。

一〇八 (略)

九 令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による国立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

十〇三 (略)

4 (略)

(承継の協議又は承認の申請)

第六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第二条第三項第三号、第四号及び第十

二号に掲げる書類

三 (略)

3 (略)

4 (略)

一 第二条第三項第一号、第三号、第四号

及び第十二号に掲げる書類

二・三 (略)

に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一〇八 (略)

(新規)

九〇二 (略)

4 (略)

(承継の協議又は承認の申請)

第六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第二条第三項第三号、第四号及び第十

一号に掲げる書類

三 (略)

3 (略)

4 (略)

一 第二条第三項第一号、第三号、第四号

及び第十一号に掲げる書類

二・三 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。